

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 25 年 9 月 13 日（金） 11:20～11:40

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<有識者>

金野 幸雄 流通科学大学特任教授

西本 千尋 (株)ジャパンエリアマネジメント代表取締役

<関係省庁>

佐藤 敏信 厚生労働省健康局長

依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長

石井 博之 厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐

前川 佑作 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室政策第三係長

<事務局>

川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長

加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 伝統的建築物の活用等（旅館業法）

3 閉会

○藤原参事官 早速でございますけれども、続きまして、同じテーマでございますが、厚生労働省健康局佐藤局長にもお出でいただいております。

八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいます、どうもありがとうございました。

時間もございませんので、早速、プレゼンをお願いしたいと思います。

○佐藤局長 厚生労働省の健康局長ですが、担当の生活衛生課長から御説明させていただきます。

○依田課長 マイクを使ったほうがよろしいですか。

○藤原参事官 どうぞ、どちらでも結構です。

○依田課長 それでは、御要望との関係で旅館業法について御説明申し上げたいと思います。

旅館業と一口に言っておりますけれども、施設の種別がございます。一つは、ホテル営業でございます。洋式の構造設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させるということでございます。

一方で、旅館でございますけれども、和式の構造設備ということでございまして、日本にある旅館の形式を念頭に置いてございまして、同様に宿泊料を受けて人を宿泊させる営業ということでございます。

さらに、簡易宿泊営業というのもございます。これは宿泊する場所を多人数で共用設備する設備、構造を設けておる施設でございます。同様に宿泊料を受けて人を宿泊させる営業でございますけれども、例えば、ユースホステルだとかカプセルホテルだとか、最近だと農家民宿とか、そういうのが増えてございますけれども、そういった形態があります。

ここで言っておりますところの「宿泊」でございますけれども、これは法律上に定義がございまして、「寝具を使用して施設を利用させること」でございます。この旅館業法におきましては、不特定多数の方が反復して寝泊まりをするという施設であるということでございます。したがって、そういう観点からの規制が行われているということでございます。

規制の概要につきましては、旅館業法におきまして、旅館業を営もうとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないということになっております。知事につきましては、政令市、保健所設置市なども含まれておりますので、例えば、奈良市とかも対象になるわけでございます。

営業許可でございますが、その要件につきましては、一つは、欠格要件ということで、一定の刑罰だとかそういうことを受けていないというような欠格要件が定められております。

また、施設の構造設備を満たしているということでございまして、この設備につきましては後ほど御説明申し上げたいと思います。

さらに、これらのほかに、一つは、施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認める、例えば、衛生面ということで日当たりが極端に悪いだとか、そういうところが想定されると思いますけれども、そういう地域の実情に応じて公衆衛生上不適当な場合です。

また、こういう不特定多数の方がお泊まりになられる施設でございますので、学校、児童福祉施設、またこれらに類するものということで、この具体的な取扱いにつきましては、

各都道府県の条例で定めるということになっておりますけれども、こういう施設が施設の周辺 100m 区域にある場合においては、純粋な施設環境が著しく害される恐れを認めるときは許可を与えないことができるということで、ここは地方自治体の裁量でございますけれども、そういう取扱いになっております。したがって、区域内の 100m 以内にこういう施設がある場合については、学校の関係者だとか施設の関係者の御意見を聴取するというような取扱いになっているわけでございます。

営業許可をするわけでございますけれども、公衆衛生上、または善良な風俗の保持のため、必要な条件を付すということが法律上可能になっております。また、報告徴収、立入検査、改善命令、許可取消、これは一般的な業法の規定だと思います。

旅館業者におきましては、こういう規制との関係で、換気、採光、照明、防湿、清潔その他宿泊者の衛生のために必要な措置を講じなければならないということでございまして、その具体的な取扱いについては条例で定めるということになっております。

また、宿泊者名簿を備えて、氏名、住所、職業等について、また県知事が必要と認める事項を記載しなければならないとなっております。宿泊者においては、こういう求めがあったときにそういったことを告知する。公衆衛生上の観点で、食中毒ですとか感染症等がございますので、そういう場合におきまして、行政からの求めがあれば、この名簿を提出するという義務がかかっております。これはそういう公衆衛生上の危害が生じた場合にルートを特定していただくとか、そういうことの必要性のためでございます。また、サービスの衛生水準の維持・向上等に努める。

以上が大体の概要でございまして、今回御要望の中で色々な他法令との一体審査ということで、審査会での一元的に審査をしていくというような御指摘、御提案がございましたけれども、このように真に権限がありますし、その運用を認められておりますので、例えば、知事なり市長の御判断で審議会、審査会に付託をして、そちらで一元的に審議していくというような取扱いは可能ではないかと思っております。

現場の実態といたしましては、保健所の行政になっておりますけれども、保健所ではなくて、本庁なりそういう組織でやるということは運用上あると思います。ただ、後々色々な立入検査だとかそういうこともございますので、そういう後々の指導との一貫性が大事になると思いますが、そこも含めた自治体での御判断と思っております。

続きまして、設備構造基準でございますけれども、先ほど申しました施設の区分ごとに若干内容が異なっておりますけれども、ホテル営業については客室 10 室以上、また旅館業については 5 室以上、簡易宿所営業の部屋の数については定めがございませんけれども、延床面積、これは客室だけではなくてトイレだとかお風呂も含めた面積でございますけれども、最低 33m² ということで決まっております。あと、ホテル、旅館については、1 室当たりの面積は決まっているわけでございます。

色々な設備がございまして、基本的には基本的な事項を決めているわけでございますが、玄関帳場、フロントということで、宿泊者等の面接に適する玄関帳場（フロント）

その他これに類する設備を有するといったことが求められております。また、適当な換気、採光、照明、防湿、排水設備、入浴関係、暖房、洗面等の設備ということで、一般的なことを定めておまして、その他必要があれば、条例で更なる設備、詳しい取扱いが定められる形になっております。

今回の御要望との関係で、おそらく玄関帳場だとかフロントの取扱いということがかかってくると思っておりますけれども、その点につきましては、旅館等につきましては、不特定多数の方が利用される施設であるということでございまして、宿泊者の安全、または善良の風俗の保持の観点から、宿泊者の出入りを容易に見ることができるよう、入口だとか、必ず通過する場所にフロントを置くということを求めているところでございます。

文化財関係でございまして、こういった話が以前もあったわけですが、これは兵庫県のほうから御要望があつて、平成22年に最初は特区ということで実施して、その後、昨年4月に全国的に適用できるということで旅館業法の施行規則を改正いたしております。下に書いてございますように、先ほど申し上げた玄関帳場、フロントに係る規定を一部適用しないというような改正をしております、その要件といたしまして、一つは、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物保存地区にある。その中で、これは自治体が決めておりますけれども、これを構成する伝統的建造物である。また、伝統的建造物でございまして、中々改築等も難しいということだと思いますけれども、そういうことで玄関帳場等を設けるのが困難だということでございます。そうした場合に、玄関帳場等に代替する機能を設けていただくということで、善良な風俗の保持等の対応をしていただいているということでございまして、例えば、特区でやっていただいた例で言いますと、これは自治体のほうからも御提案がありましたけれども、ビデオカメラなども置いて管理をできるような体制を取ったりということで、そういったところも対応しているところでございます。

また、事故時の対応ということで、迅速な対応ができるような体制が整備されているといったところでございまして、こうした制度を一部御活用していくということもできないのかなと。今回、御提案の内容が私どもも十分把握できていないところもあるかと思っておりますけれども、自治体に相当裁量性が認められているところでございますので、例えば、設備構造基準につきましても、おおよそ宿泊をさせるという施設であれば必要な設備で、細かいスペック等は決めておりませんので、そこら辺は地域の実情に応じた運用もある程度可能ではないかと思っておりますけれども、簡単ではございますが、まず、旅館業法の関係について、説明させていただきました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、参考人のほうからお願いいたします。

○金野教授 ありがとうございます。金野でございます。

旅館業法に関しては、いくつか意見があるのですが、一番大切な部分は、現在の歴史的建築物としてのニーズは、例えば、庄屋を改修して4室の旅館にしたいとか、古い洋館などの建物を改修して8室のホテルにしたいときに、最低室数の制限がありますから、

それに見合った様式の宿泊施設が造れないという問題があります。

それから、農家ではない方が農家民宿をしたいとか、陶芸の民宿をしたいとか、町家の1棟貸しの宿泊施設を城下町に整備したいと考えたときに、このような宿泊形態を現在の旅館業法が想定していないということなのです。仕方がないので、こうした小規模なものに関しては簡易宿所の基準を適用することになる。簡易宿所の基準というのは、法律が出来たときの経緯から言うと、いわゆる戦後の「ドヤ」の基準なので、それを現在の新しい宿泊ニーズに適用することで色んな不都合が生じているということです。

だから、旅館業法のこの簡易宿所の基準を適用すれば対応できますよという考えではなくて、そういう新しいニーズにマッチした宿泊形態をちゃんと位置付けるということが一番重要ではないかというのが私の見解です。よろしくお願いたします。

○八田座長 例えば、仮の話、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業のほかにも文化財宿泊施設というようなものが仮に出来たとしたら、あるいはこちらの特例でもいいのですが、フロント問題は解決したとして、今の一番簡易宿所営業で困ることは何ですか。

○金野教授 まず、法律上は多人数で共用する構造になっていなければいけないということなので、例えば、一棟を2人用の部屋として整備するということができない。2人が多人数であると理解してくれればいいのですが、自治体によってはここもまちまちだと思います。5人と決めているところもありますし、何も決めずに多人数と書いてある自治体もあります。そういう新しいニーズの宿泊形態であっても5人以上の部屋を造らなければいけないとか、客室の面積が33m²以上ないといけないということになっています。例えばそういうことです。

○八田座長 そうすると、具体的には、自治体で自由に色々当てられているのだけれども、厚生労働省のほうで通達を出していただいで、歴史的な建造物については2人以上でいいと解釈するというようなことを認める特例的な通達を出していただくということで解決するということですか。

○金野教授 そうですね。あと、廊下幅の問題とか、例えば、無窓居室、外廊下がある民家だと部屋には窓がないと理解されて、客室としては使えないというようなケースも起きています。

○八田座長 それも衛生の観点から今までなされているわけでしょうから、衛生を担保するような空気清浄器とか、そういうものを必ず設置しなければいけないという条件は要るでしょうが、そういうようなことをあまり自治体だけでやると中々責任問題が生じてできないだろうから、役所のほうから問題があったらうちのほうに聞いて来てほしいというようなことをやるような仕組みにさせていただくということでしょうか。そういうことならば可能性がございませうか。

○依田課長 具体的な御要望の内容が分からない。玄関帳簿の話はちょっとあるのかなと思ってきたのですけれども、一つ、廊下幅については、特に私どもとして何か決めているということはないので。ただ、先ほど申し上げましたが、自治体のほうで条例で

色んな設備基準を設けられることになっておりますので、自治体によっては廊下幅だとか、そういうを決めているところもあろうかと思えますけれども、そういうところについては自治体の御判断で可能だと思えます。

それから、窓がない部屋ということ自身は言っていないのですけれども、やはり採光ということで日当たりは色んな公衆衛生の観点で貴重でございますし、そういうことで部屋についてそういう運用がなされているということだと思えるのですけれども、先ほど御指摘があったように、普通の部屋であれば、お泊まりになる部屋は決まっているわけですが、何部屋か使うということであるということですので、部屋の全部が閉鎖されているということではないわけでありませぬ。たまたま一部屋ぐらい構造的に窓がないような昔の造りのところがあるとか、そういう取扱いなのですか。そこは自治体の取扱いを確認しないと思えますけれども、そういうところは個別に対応するところはあり得るのかなと思っております。

○金野教授 よろしいですか。

○八田座長 ちょっと待ってください。もうおっしゃるとおりに色んなことがあると思えますけれども、全国の仕組みとして作るのは最初から難しいと思うのですが、個別の特区内のことは、ある意味で自治体に任せるのなら任せるので、実はかなりの部分を国が判定してあげて、元々性能規定を明確にして、その範囲内でできるだけ自由に決められるような仕組みを自治体に権限として与えるということもあり得るでしょう。もし、文句があるなら国に言って来いという仕組みも作ることができるでしょう。特区の中では、かなり自由化できるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○依田課長 今、八田座長がおっしゃったように、旅館業法の運用自身、結構自治体のところで色んな条例で決めたりとか、色んなルールが先ほどの取扱いとかございますので、そういう中で、先ほど申しましたように、旅館の営業について5室以上というのは法律事項でございますので、中々そういうことにはならないわけでございますけれども、自治体の運用で工夫できるようなところはあります。八田先生がおっしゃるように、そういうところで行政も色んな疑問だとかそういうものにしっかり答えていく。

○八田座長 その5室は動かさないということだと、元の法律はそのままにしておいて、特区の法律の中で、特区においては旅館営業に関する法律を何とか何条で5室以上というところは、歴史的建造物については例外とするというようなことを作っていただくこともあり得るのではないかと。もちろん将来においては、そういう歴史的建造物を対象にしたような区分があるといいと思えますけれども、当面そういうことはできるのではないのでしょうか。

○依田課長 私の説明が不十分だったかもしれませんが、これは施設の一定の規模を設けているというのは、これは申すまでもないことですが、宿泊させるというのは相当経営的にもしっかり安定して、相当責任のあるお仕事でございますし、実際にやっ

ていらっしゃる方は相当御苦労されて、これは本当は365日、風の日も雨の日も色んなこ

とがあるわけですから、お一人病気になったらすぐできませんというわけにもいきませんので、それなりのしっかりした体制を整えるという意味で、一定の規模を設けている。

また、私どもの、我が国で戦後からずっと宿泊施設について衛生水準を高めて一定の質を保ってきたというところの最低基準、そういうものとして旅館、ホテルをやってきたわけでございますし、そういう中で、文化財ということでもありますけれども、文化財の線引きだとかそういうこともあって、合理的に色んな施設がある中で、一般の旅館は5室要るけれども、この場合は要らないとか中々そういうおおよそレベルの差異を設ける合理的な理由があるのか。相当色んな関係業界だとか、これまで旅館に関わってらっしゃる方が一生懸命経営を安定させるために頑張ってきたというところもございますので、そういうところも十分御考慮すると、中々難しいところもあるというところは申し上げさせていただきますと思っています。

○金野教授 八田座長がまとめていただいた考え方で基本的に賛成です。都道府県が独自に基準を設けるといえるのはそのとおりなのですが、国のほうで旅館業法における衛生等管理要領を出されておまして、それが一つのバイブルのようになって、地方はそれに基づいて条例を制定しますので、その中で先ほど言いましたような廊下幅でありますとか、ロビーの面積、トイレの数、洗面設備の数などが決めるのです。ある県に行くと、トイレは四つ要ると書いてあるのです。

○八田座長 だから、特区ではそれを例外にしていらっしゃる。次の話題に行きますので。

それは目的を明確にして、そして、その代わり、それに沿うようなことが色んな最新の器具を利用して工夫するということはあると思います。

もう一つ外れていたのは、定期借家のほうです。これは歴史的建造物ではないほうで、これからオリンピックで多くの人々が来られる。そのときにマンションで部屋を短期にも貸せるようにしたい。そういう非常に強い要望がありますし、実質的にも大変意味のあることだと思います。これに関して、今、旅館業法で規制があるということなのですが、御意見いかがでしょうか。

○依田課長 十分な資料を持っていないで正確性を欠くかもしれませんが、先ほど申しました旅館の場合に、不特定多数の方を宿泊させるということで、そういうことの関係で色んな公衆衛生だったり、また、善良な風俗の保持ということでやっておりますので、契約形態が、例えば、これまでの取扱いでございますけれども、賃貸借契約であっても短期間に不特定多数の方が寝具を用いて利用させるような場合については、旅館業法の取扱いということでやってきております。それはとりもなおさず公衆衛生、また善良な風俗の保持ということでやっているというところでございますので、今の取扱いとしてはそういう形になっております。

○八田座長 実際の運営としては、1か月以上のところは短期の定期借家は問題ないと思いますし、1週間以上でも自治体によってはかなり自由ですし、それを割と広く認める。1週間以内でもやりたいならば、先ほどのビデオを設置しろというような状況が付けると

というような、要するに元来の法の目的に合うような形に統制してやればできるのではないかと思うのです。

○依田課長 そちらにつきましては、私どもは先ほど八田座長がおっしゃったように、長期でいらっしゃるというのは生活の本拠がそちらにあると実態上みなし得るということで、一つの区分の目安ということで、1か月以上にわたるような場合については、賃貸でそちらに移しているということで旅館業法ということではないという扱いにしているわけですが、1か月以内ものにつきましては、先生に釈迦に説法ですけれども、色んな税法だとかそういう扱い、やはり1か月というのは一つの本拠性を見る目安になっておりますので、そういう中でやっている。したがって、例えば、契約自身が賃貸借契約にすれば、全く旅館業法でなくてもいいということになると、先ほど申したように、色んな周りの住まいの方などもありますので、そういうところで中々難しい点もあるということは、簡単ではないということは御理解いただければと思います。

○八田座長 実際自治体では1週間以上でも認めるところもあります。それを完全に自治体の自主にしないで、やはり一定の条件、ある種の条件はあると思います。先ほどの1週間以内だったらフロントの代わりになるようなテレビのビデオを設置するとか、そんなような状況があると思います。実際問題として、外国でいくらでもこういうことが行われているわけですし、キッチンがあるという意味で普通の旅館の部屋と丸っきり違うものだと思いますし、外国で実際に自由に行われていることなのだから、日本もオリンピックに当たって、なるべく多くの方が借りられるような仕組みにしていきたいと思うのです。

今日はもう時間がないということですが、是非その辺の条件に関する案を出していただければと思います。あくまで最初は特区ですから。

○依田課長 1点だけ、今の御発言の中で、1週間で認めている自治体は私どもは承知しておりませんし、1か月ということで大体実態は運用していると思っているのですけれども、1週間でというような運用の例は我々は承知しておりませんし、そこは聞いてみたいと思います。八田先生のほうで把握されているというのであれば。

○八田座長 実際、新聞の広告にもウィークリーマンションは今でも使われています。現在でもネットで見ると。

○依田課長 ただ、ウィークリーマンションにつきましては、実際の扱いといたしまして、ウィークリーマンションだとか名称は使いながらも、業の許可を取っていただいているというのが例えば東京でもそうですけれども、そういう扱いになっていると私どもとしては承知しておりますが、八田先生からこういう御指摘もありましたので、色々聞いてみたいと思います。

○八田座長 それでは、時間になってしまいましたが、どうもありがとうございました。是非とも実質的に法の目的にも沿うように、しかし、実際に便利になるように御検討願いたいと思います。